

厚生労働省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分 区分 分野	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
									見解	補足資料
98	B 土地利用(農地)に関する規制緩和	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的とする計画策定手続の簡素化	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にアジングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場で働くための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎法、半農半漁法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの府庁から示されるスケジュールに従うと、作業が重複する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作原に当たっては、関係府庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、各行が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【緊急の解決策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の重複を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、山村振興法第7条、第8条、第9条、特定農業山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	九州地方知事会	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に照した措置内容が規定されていることである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に照して実施する振興施策を記載するものであり、当該施設が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。 (別紙あり)	【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな差はないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化していただきたい。また、事務手続のスケジュールについては、過疎法等3法による計画策定作業が重なる等の理由のためには、同一地域において複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協働が継続することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年度にも今年度と同様の状況が想定される。)	省(5法比較表)
328	B 土地利用(農地)に関する規制緩和	地域振興各法における計画策定手続の簡素化	条件不利地域等の振興を目的とする計画策定手続の簡素化	【制度改正の背景・必要性等】 条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数策定しなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。 【支障事例】 県内市町にアジングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場で働くための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎法、半農半漁法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの府庁から示されるスケジュールに従うと、作業が重複する可能性があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作原に当たっては、関係府庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、各行が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。 【緊急の解決策等】 各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が重複し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の重複を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。	過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条、山村振興法第7条、第8条、第9条、特定農業山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第3条、第4条	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省	山口県広島県	【共通事項】 地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に照した措置内容が規定されていることである。 地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関すること等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に照して実施する振興施策を記載するものであり、当該施設が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。 さらに、スケジュールについても別紙の理由により慎重な検討が必要と考えられる。 (別紙あり)	【共通事項】 計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな差はないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化していただきたい。また、事務手続のスケジュールについては、過疎法等3法による計画策定作業が重なる等の理由のためには、同一地域において複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協働が継続することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年度にも今年度と同様の状況が想定される。)	省(5法比較表)

厚生労働省 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成27年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成27年12月2日閣議決定) 配載内容 ※平成26対応方針(平成21.12.0閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成26>として表記 ※平成29対応方針(平成22.12.28閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成29>として表記	対応方針の措置(検討)状況			
					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
68	北海道、富山県、愛知県、豊田県、鳥取県、島根県、山形県、新潟県、愛媛県、和歌山県	<p>○条件不利地域等の開発を目的に設定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数設定しなければならぬ実態がある。それらの存行から採られるスケジュールに資う、作業が重複する可能性があるほか、道・市町村内の関係機関に照会する時間が十分に確保できず、担当者の事務量が多大となる。また、作業に当たっては、関係存行から採られる記載事項を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、存行が示した記載項目作成のため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の開発を目的に設定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数設定しなければならぬ実態があるため、共通する項目については、共通標準化を促し、</p> <p>○本年度において、市内15市町村のうち3計画の策定が2市1市、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市町 ○滝線、山村振興、特定農山村 【2計画策定】4市2町 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) +H27.4 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内各市町との調整 +H27.10 半島振興計画第1次案提出期限 議からの意見への対応、行内での再調整、県内各市町との再調整 +H27.4 半島振興計画第2次案提出期限 議からの意見への対応 +H27.9 半島振興計画第3次案提出期限 +H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文取しを待たず)</p> <p>(連絡方針・計画) +H27.515 連絡方針・計画策定についての通知 連絡方針策定について行内での調整 市町に連絡方針策定について作業依頼 +H27.1020 連絡方針正式提出</p> <p>※市町は12月議案を自主に連絡方針の議案提出 今年度は、連絡法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに資う、作業が重複する可能性があり、道・市町村内の関係機関に照会する時間が十分に確保できず、担当者の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方協働戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、連絡地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要がある。事務量の増加につながっている。</p> <p>○本年度は連絡策定市町2市町、山形地域のあり市町14市町のうち、11市町が重複している。市町の多くは連絡法と山村振興法とで所管課が異なり、両課の専任職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても連絡法と山村振興法の所管が異なるため、両課の問合せを各法ごとに問い合わせなければならない必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>○本年度は、半島振興法に資う、業務量が大きく増えるものとなる。</p> <p>○本年度も、平成27年度において、連絡法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定している。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定を行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【連絡法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を基に、地方公共団体が各地域振興法に基づき計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p> <p>【特定農山村法】 貴省でお示しいただいたとおり、本法は特例法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の策定が一に必要となる等の機会を想定できない。また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらには作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、議が関係しない。性質上であることから、国がスケジュール調整を行うような機会を想定しない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に關する計画の方向と矛盾するものがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の前提となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が優先した場合には関係府県によりスケジュール調整を行うものは当たらないと考える。</p>	<p>【(厚生労働省)】 (12)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭40法83)及び連絡地域自立促進特別措置法(平25法15)(離島振興法及び半島振興法は関係法)、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共賛、山村振興法及び連絡地域自立促進特別措置法は、関係省、農林水産省及び国土交通省の共賛 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>	<p>【(厚生労働省)】 (12)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭40法83)及び連絡地域自立促進特別措置法(平25法15)(離島振興法及び半島振興法は関係法)、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共賛、山村振興法及び連絡地域自立促進特別措置法は、関係省、農林水産省及び国土交通省の共賛 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>	<p>通知等</p> <p>地方公共団体が法律に基づく計画等を同一業を作成する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>	<p>地方公共団体が法律に基づく計画等を同一業を作成する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>		
528	北海道、富山県、鳥取県、島根県、山形県、新潟県、愛媛県、和歌山県	<p>○条件不利地域等の開発を目的に設定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数設定しなければならぬ実態がある。それらの存行から採られるスケジュールに資う、作業が重複する可能性があるほか、道・市町村内の関係機関に照会する時間が十分に確保できず、担当者の事務量が多大となる。また、作業に当たっては、関係存行から採られる記載事項を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、存行が示した記載項目作成のため、事務量が多大となっている。</p> <p>○条件不利地域等の開発を目的に設定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数設定しなければならぬ実態があるため、共通する項目については、共通標準化を促し、</p> <p>○本年度において、市内15市町村のうち3計画の策定が2市1市、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。</p> <p>【3計画策定】2市町 ○滝線、山村振興、特定農山村 【2計画策定】4市2町 ○山村振興、特定農山村 3市2町 ○山村振興、半島振興 1市 ○(半島振興計画) +H27.4 半島振興計画策定依頼 庁内での調整、その後県内各市町との調整 +H27.10 半島振興計画第1次案提出期限 議からの意見への対応、行内での再調整、県内各市町との再調整 +H27.4 半島振興計画第2次案提出期限 議からの意見への対応 +H27.9 半島振興計画第3次案提出期限 +H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文取しを待たず)</p> <p>(連絡方針・計画) +H27.515 連絡方針・計画策定についての通知 連絡方針策定について行内での調整 市町に連絡方針策定について作業依頼 +H27.1020 連絡方針正式提出</p> <p>※市町は12月議案を自主に連絡方針の議案提出 今年度は、連絡法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに資う、作業が重複する可能性があり、道・市町村内の関係機関に照会する時間が十分に確保できず、担当者の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方協働戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。</p> <p>○今年度、連絡地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要がある。事務量の増加につながっている。</p> <p>○本年度は連絡策定市町2市町、山形地域のあり市町14市町のうち、11市町が重複している。市町の多くは連絡法と山村振興法とで所管課が異なり、両課の専任職員が重複して行っている。</p> <p>また、国においても連絡法と山村振興法の所管が異なるため、両課の問合せを各法ごとに問い合わせなければならない必要があり、手続きが煩雑である。</p> <p>○本年度は、半島振興法に資う、業務量が大きく増えるものとなる。</p> <p>○本年度も、平成27年度において、連絡法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定している。このような状況の中で、急ぎ総合戦略の策定を行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。</p> <p>○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。</p>	<p>【連絡法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】 提案を基に、地方公共団体が各地域振興法に基づき計画を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p> <p>【特定農山村法】 貴省でお示しいただいたとおり、本法は特例法ではなく、農林業等活性化基盤整備計画(基盤整備計画)の策定が一に必要となる等の機会を想定できない。また、市町村が行う本計画の作成・改定は、任意のタイミングで行うものであり、さらには作成・改定の際には、市町村は都道府県知事とのみ協議を行えば足り、議が関係しない。性質上であることから、国がスケジュール調整を行うような機会を想定しない。</p> <p>なお、御指摘のあった法第4条第7項は、基盤整備計画の内容が地域振興等に關する計画の方向と矛盾するものがないよう、整合性の確保について定めたものであり、スケジュール調整の前提となるものではない。</p> <p>以上から、本法は、計画策定が優先した場合には関係府県によりスケジュール調整を行うものは当たらないと考える。</p>	<p>【(厚生労働省)】 (12)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭40法83)及び連絡地域自立促進特別措置法(平25法15)(離島振興法及び半島振興法は関係法)、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共賛、山村振興法及び連絡地域自立促進特別措置法は、関係省、農林水産省及び国土交通省の共賛 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>	<p>【(厚生労働省)】 (12)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭40法83)及び連絡地域自立促進特別措置法(平25法15)(離島振興法及び半島振興法は関係法)、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共賛、山村振興法及び連絡地域自立促進特別措置法は、関係省、農林水産省及び国土交通省の共賛 地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>	<p>通知等</p> <p>地方公共団体が法律に基づく計画等を同一業を作成する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>	<p>地方公共団体が法律に基づく計画等を同一業を作成する必要がある場合には、関係府県が連携し、時間の余裕をもちて次の対応を行うよう、努めることとした。</p> <p>・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興法に基づき計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と異なる項目を明らかにし、同一業を作成する。また、国においても、各法律に共通する項目であった、異なる業が同一である地方公共団体が判断する場合には、当該部分については関係府県の協力を仰ぎながら進捗しているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。</p> <p>・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府県のスケジュールを取りまとめた一覧を作成することとする。</p>		